

諮問番号：令和３年度（税）諮問第１号

答申番号：令和３年度答申第１号

答 申 書

第１ 審査会の結論

審査請求人が令和３年４月１３日に提起した西尾市長（以下「処分庁」という。）による固定資産税・都市計画税（平成３０年度・平成３１年度・令和２年度）更正決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとの審査庁の判断は妥当ではなく、本件処分は取り消されるべきである。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

２ 審査請求の理由

(1) 本件処分が二重課税にあたり違法であるか否かについて

本件処分に係る平成３０年度、平成３１年度及び令和２年度の賦課決定処分において、固定資産課税台帳に所有者として届出人が登録されており、届出人に対する課税は既に成立している。いったん成立した課税処分を遡及して更正決定処分を行うことはできないため、当該更正決定処分は二重課税にあたり違法である。

(2) 相続人調査が３年以上行われなかったことが不当かどうかについて

相続人代表者変更届を受理後、直ちに相続人調査をしていれば、届出人が相続人でないという事実はすぐに判明し、審査請求人は相続放棄を行うことができたはずである。３年以上放置したことは行政手続上の瑕疵であり、信義則違反である。

第３ 処分庁の弁明の要旨

１ 弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

２ 弁明の理由

(1) 本件処分が二重課税にあたり違法であるか否かについて

本件処分に係る平成30年度、平成31年度及び令和2年度の賦課決定処分において、固定資産課税台帳に所有者として登録されていたのは被相続人である。本件処分は所有者を被相続人から審査請求人に改める更正決定処分であり、二重課税にはあたらず、適法である。

(2) 相続人調査が3年以上行われなかったことが不当かどうかについて

令和3年になり、届出人が相続人ではないことが判明したことをきっかけとして固定資産課税台帳を調査したところ、相続人代表者として届出人が登録されており不適切であることが判明したため、本件処分を行ったものである。

第4 審理員意見書の要旨

1 意見書の趣旨

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 意見書の理由

(1) 本件処分が二重課税にあたり違法か否かについて

届出人は本件処分に係る土地に対して、所有権の帰属する者ではなく、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の定める「現に所有している者」には該当しないため、二重課税にあたり違法という主張には理由がない。また、本件処分により審査請求人への課税は有効、届出人への課税は無効となるため、二重課税には当たらない。

(2) 相続人調査が3年以上行われなかったことが不当かどうかについて

審査請求人の主張を真摯に受け止め、今後の課税事務取扱の適正化を求めるが、当該事実をもって本件処分が違法又は不当とは認められない。

第5 審査庁の諮問に係る判断の要旨

本件審査請求は審理員意見書に記載のとおり棄却すべきである。

第6 調査審議の経過

本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和3年 8月19日 諮問書の受理

令和3年 8月20日 主張書面又は資料の提出について期限通知

令和3年 8月30日 審査請求人から資料の収受

令和３年　９月２２日　第１回調査審議
令和３年　９月２４日　処分庁に対し主張書面（資料）の提出の求め
令和３年　９月２８日　処分庁から主張書面（資料）の收受
令和３年１１月２５日　第２回調査審議（処分庁から意見聴取）
令和３年１２月２３日　第３回調査審議

第７　審査会の判断の理由

１　審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人らに対して弁明書の送付及び反論書、証拠書類等の提出依頼を行うなど、その手続は適正に行われたものと認められる。

２　原処分に係る法令等の規定について

- (1) 法第３４３条第１項では、「固定資産税は、固定資産の所有者（略）に課する」旨が規定され、同条第２項では、「前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（略）として登記又は登録がされている者をいう」旨が規定されている。また、「所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき（略）は、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者」を所有者とする旨が規定されている。
- (2) 法第７０２条第１項では、「市町村は、（略）市街化区域（略）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる」旨が規定され、同条第２項では、「（略）前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第３４３条（略）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう」旨が規定されており、都市計画税の納税義務者となる所有者とは、固定資産税の納税義務者である所有者と同一である旨が定められている。
- (3) 法第９条の２第１項では、「納税者（略）につき相続があった場合において、その相続人が２人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない」旨が規定され、同条第２項では、「地方団体の長は、

前項前段の場合において、(略) 相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。(略) 指定をした地方団体の長は、その旨を相続人に通知しなければならない」旨が定められている。

- (4) 法第17条の5第1項では、「更正又は決定は、法定納期限(略)の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない」旨が定められている。

3 審査会の判断

- (1) 本件処分が二重課税にあたり違法か否かについて

ア 処分庁から聞き取り調査を行った結果、土地の所有者が死亡し、基準日時点において相続する者が確定できない場合には、処分庁は、暫定的な措置として、固定資産課税台帳上の所有者は死亡者である被相続人のままとし、相続人代表者を設定の上、相続人代表者宛に納税通知等の関係書類を送付する運用としてしていることを確認した。

イ 審査庁から提出された本件処分に係る固定資産税・都市計画税更正(決定) 通知書(平成30年度分、平成31年度分、令和2年度分)の写しの更正事由欄に「死亡者課税解消による課税替え」と記載されていることから、本件についても、平成30年度から令和2年度までの3年度にわたり、処分庁は上記アの運用をしていたものと推認される。

ウ 一方、審査請求人は、基準日時点の固定資産課税台帳の所有者に届出人が設定されていたと主張するが、処分庁が死亡者課税の事案について本件のみ上記アの運用と異なる扱いをするとは考えにくく、処分庁は、前述の運用により、相続人代表者として誤って登録した届出人宛に納税通知を送付していたにすぎないものと思われる。

エ 以上により、本件処分が二重課税にあたり違法とは認められない。

- (2) 相続人調査が3年以上行われなかったことが不当かどうかについて

ア 本件を含む全ての更正決定処分について、2の(4)に記載のとおり、法は5年を経過した日以後についてはすることができないと規定しており、適切な事務処理の元、行政庁には状況に応じ5年の範囲で更正決定の時点を定める裁量が認められているものと解される。

イ また、死亡者課税は可能な限り解消されるべきものであり、適切な事務処理の元、処分庁が、法が認める範囲で最大限遡って更正決定を行うことは合理的な運用といえる。

- ウ 本件処分について見ても、死亡者課税解消のため納税義務者を相続人に更正する処分であり、遡及期間は法の規定の範囲内の３年度となっている上、処分庁の対応が明らかな非違行為にあたるとは認められないことから、本件処分に裁量の範囲逸脱又は濫用があり違法とまではいえない。よって、本件処分について、処分庁に、裁量の逸脱又は濫用に至らないまでも、裁量の不合理な行使となるような不適切な対応があり不当といえるかどうかを検討する必要があるものとする。
- エ 審査請求人は、届出人の相続人代表者変更届（以下「当該届出」という。）を受理後、直ちに相続人調査をしていれば、届出人が相続人でないという事実はすぐに判明し、審査請求人は相続放棄を行うことができたはずであって、これを３年以上放置したことは処分庁の行政手続上の瑕疵であり、信義則違反であると主張している。
- オ このことに対し、処分庁の弁明書においては、令和３年になり調査を行った事実を述べるのみであり、３年間経過した具体的な理由には言及していない。
- カ 処分庁は当該届出のわずか３日前の平成２９年７月１８日付けで審査請求人宛に相続人代表者指定通知を発出した時点で、審査請求人が相続人であることをあらかじめ把握していたはずである。また、当該届出にあたり、届出人は自身を孫として届出を行っているが、処分庁があらかじめ指定していた相続人代表者は妹（審査請求人）であるので、それよりも相続順位が上位となる孫が存在するのであれば、処分庁が行った調査に不備があることになる。さらに、当該届出の「代表者以外の相続人」の欄には、処分庁があらかじめ相続人として指定していた審査請求人の氏名等の記載がない。
- キ 処分庁は、カで述べた事実について、本来は当然に行われるべき届出内容等の確認を怠り当該届出を受理したといわざるをえず、その結果、３年度にわたり納税通知書を本来は送付すべきではない届出人に対し送付するに至っている。
- ク 上記の一連の対応について、本審査会は処分庁から聞き取り調査を行ったが、処分庁の事情を考慮すべき要素は認められず、当該届出の提出後、処分庁が早期に確認作業を行い、届出人若しくは審査請求人に適切な説明がありさえすれば、その時点で審査請求人の相続放棄の手続が行われた蓋然性が高いものと推認される。
- ケ したがって、届出人が被相続人の孫である旨を記載した当該届出を提出していること及び相続人代表者指定通知の送達によって審査請

求人は相続人であることを認識できたはずであることを考慮したとしても、処分庁の審査請求人への対応には著しく配慮を欠き不適切な点があったものと判断せざるをえず、被相続人が死亡後、審査請求人の相続放棄の手続が遅滞なく行われなかったことについて、審査請求人だけに不利益を被らせることは妥当ではない。

コ 以上のことから、相続人調査が３年以上行われなかったことに至った本件処分に係る処分庁の対応は不当といわざるをえない。

２ まとめ

以上によれば、本件処分には不当な点が認められることから、審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当ではなく、本件処分は取り消されるべきである。

よって、「第１ 審査会の結論」記載のとおり答申する。

西尾市行政不服審査会

会 長 三 浦 眞 澄

委 員 杉 浦 美 智 子

委 員 中 根 雄 志